公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第７８１号
札幌市東区北20条東19丁目１番17号　プロシード元町２―105号
債務者　平野　裕司
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５８２号
北海道石狩市花川東２条３丁目７番地
債務者　波多野體一
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８９８号
札幌市北区屯田５条２丁目２番５号
債務者　岩渕　和幸
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８９９号
札幌市北区屯田５条２丁目２番５号
債務者　岩渕　聡子（旧姓田井）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０３６号
札幌市東区北22条東23丁目４番７号　第３佐藤マンション103号
債務者　中村　　潤
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１３５号
札幌市白石区川下５条１丁目５番８号
債務者　北島さやか（旧姓安達・高橋）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１８８号
札幌市東区北８条東５丁目18番地37　ハイツビアンカ12号
債務者　田之上絹枝
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２１０号
北海道江別市元江別本町41番地の５
債務者　橋本　　哲
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２２３号
札幌市北区篠路４条９丁目７番11号
債務者　松澤　恵美（旧姓榊原）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２３９号
札幌市西区宮の沢３条３丁目13番33号　アーバンオアシス206号
債務者　阿部　明美
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２４４号
北海道千歳市信濃２丁目35番10号
債務者　大窪　　洋
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３０５号
札幌市中央区南７条西14丁目２―26　サンセン南７条ビル705、住民票上の住所札幌市中央区南７条西14丁目２番21―706号
債務者　小川　剛史
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３４６号
札幌市東区苗穂町４丁目６番３号　プチハウス201号
債務者　渡辺　真巳（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３５８号
北海道江別市萌えぎ野中央14番地の５
債務者　高橋　克吉
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３６１号
札幌市厚別区大谷地東５丁目13番10号　ハイツ井元Ⅰ―206号
債務者　小林敏久子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３８７号
札幌市豊平区平岸１条13丁目５番13号　シャトレー平岸Ⅱ―６号
債務者　石田　幹子（旧姓大場）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部